

定期監査（こども園）結果の概要（10月及び11月実施）

1 監査対象園

みどりこども園

2 実施期間

平成29年10月1日から平成29年11月22日まで

3 監査の場所

監査事務局及び監査対象こども園

4 監査の対象

こども園の所管に係る平成29年4月1日から8月31日までに執行されたものを対象とした。

5 監査の結果

- (1) 伝票処理に関しては、適正に行われていた。
- (2) 契約事務に関しては、適正に行われていた。
- (3) 歳入調定及び収入事務に関しては、適正に行われていた。
- (4) 補助金等の交付事務に関しては、該当するものがなかった。
- (5) 現金・備品管理に関しては、適正に行われていた。

6 監査の着眼点及び方法

着眼点（5項目）を定め、各事務の主管課等から提出された監査資料、関係諸帳簿、伝票及びその他の記録に基づき関係職員の説明を求めて、次のとおり調査を実施した。

- (1) 伝票処理が適正に行われているかに関しては、伝票の内容を確認した。
- (2) 契約事務が法令等に基づき適正に行われているかに関しては、契約内容を確認した。
- (3) 歳入調定及び収入事務が法令等に基づき適正に行われているかに関しては、歳入調定票の内容を確認した。
- (4) 補助金等の交付事務が法令等に基づき適正に行われているかに関しては、一連の関係書類の内容を確認した。
- (5) 現金・備品管理が適正に行われているかに関しては、現金・備品の管理状況及び備品管理票の内容を確認した。